

社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成30年3月27日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。また、費用弁償とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、定款第25条に定める報酬等は支給しないものとする。

2 評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬等を支給しない。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成30年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。